

【課題】 税法コース

【問】

租税法が用いている概念には2種類のものがあるといわれている。1つは借用概念と呼ばれ他の法分野で用いられている概念であり、他の1つは固有概念と呼ばれ他の法分野では用いられていない租税法独自の概念である。そして、租税法においては多くの借用概念が用いられているが、この借用概念の解釈についてはわが国では3つの見解が対立している。

そこで、まず借用概念の解釈における3つの見解について簡単に説明せよ。

次に、海洋掘削用の「リグ」(添付ファイル参照)が「船舶」に該当するか否かが争われた次の事件における裁判所の判断に対して、その賛否を含め自身の見解を述べよ。なお、この事件の判決では借用概念とする根拠は見出し難いとしている。

東京地裁平成25年9月6日判決(平成24年(行ウ)294号)

東京高裁平成26年4月24日判決(平成25年(行コ)360号)

最高裁平成27年9月15日決定(平成26年(行ツ)328号・平成26年(行ヒ)351号)

- (注) 1 判決文は添付ファイルのとおりである。なお、最高裁は上告を棄却し、上告受理申立てに対し受理しなかったため判断が示されていないため添付は省略している。
- 2 判決文中の「所得税法161条3号」及び「所得税法161条7号」は、平成26年改正により、それぞれ「所得税法161条1項7号」及び「所得税法1項11号」となっているが、内容に変更はない。

以上、字数は3,000字程度とする。